

令和5年10月23日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

各宛て

神戸市会議長 坊 恭 寿

地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を求める意見書

社会・経済・地域の構造が大きく変化し、加えて気候変動や頻発・激甚化する災害、世界的に広がる物価高など困難な情勢の中、少子化対応や地域活性化など様々な課題の解決に向けて、地方議会の役割と責任が大きくなっています。地方議会議員はこれまで以上に広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみ取り、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められており、地方議会への多様かつ有為な人材の参画が重要となっています。

しかしながら、近年の統一地方選挙の結果を見ると全国的に投票率が低下傾向にあるとともに、政令指定都市においても無投票当選者が生じるなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっています。

そのような中、例えば就業者の約9割にも達する会社員には、多様な世代と職種が含まれ、地方議会においてその知識と経験の活用が期待される場所です。多様な人材の確保のためには、会社員の立候補や議員から会社員への転身が行いやすいよう、また、転身後の老後の生活や家族の心配がないよう、地方議会議員も会社員同様、厚生年金に加入できるよう法整備を行い、多様な人材の立候補を促すための環境を整えることが必要です。

地方議会議員の年金制度は、平成23年に国会の議決により廃止されましたが、その廃止法案審議が行われた衆参両院総務委員会の附帯決議において、制度廃止

後概ね一年を目途として、地方議会議員の新たな年金制度について検討を行うこととされてきました。しかしながら、全国市議会議長会及び全国市議会議長会指定都市協議会等により、実現に向け要望が行われてはいるものの、現在のところ地方議会議員の新たな年金制度についての法整備は進んでいない状況です。議員のなり手不足は、民主主義・地方自治の機能不全をもたらす我が国の危機であり、それが顕在化してきている今こそ、新たな年金制度の法整備が強く求められています。

よって、国におかれては、附帯決議の趣旨を尊重し、また、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様かつ有為な人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を国民の理解を得ながら早急に実現するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。